

社会福祉法人つゆくさ役員等報酬等に関する規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つゆくさ（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第2章報酬等

(報酬)

第3条 役員等に対する報酬は、勤務実績に基づき、別表一及び別表二に定める額の範囲内で支給する。ただし、別表一により報酬を得ている役員等は別表二の適用はしない。

2 役員等において、施設職員を兼務する者には第1項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 出張旅費は、法人の旅費規程を準用する。

第4章 慶弔

(慶弔金・見舞金)

第6条 役員等の慶弔金・見舞金については法人の慶弔金見舞金規程を準用する。

第5章その他

(その他)

第7条 評議員選任・解任委員会、苦情解決委員会の委員が職務を遂行するにあたっての報酬については第3条を準用する。

第6章雑則

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本規定で定めのない特殊な場合についてはその都度協議し、理事長が決定する。

(改正の手続き)

第9条 この規程を改廃するにあたっては、社会福祉法人つゆくさ評議員会の議決によりおこなう。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表一

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円
業務執行理事	月額 0 円
理事	月額 0 円
監事	月額 0 円
評議員	月額 0 円

別表二

理事会、監事会及び評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき	
日額	5,000円（源泉徴収税日額控除後の金額）